	きは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅱの符号 ［略］ l　工業統計調査規則によつて公表された平成 30 年から令和 2 年までにおける製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） H　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅲ H＝151.52×｛（n－m）／m｝×（1／9）－1.76 ｛（n－m）／m｝×（1／9）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅲの符号 ［略］ n　経済センサス活動調査規則により令和3年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計 ［略］ O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式X O＝266.67×｛（ad－ac）／ac｝×（1／7）－3.37 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／7）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Xの符号 ac　令和4年に内閣府が公表した平成23年度及び平成24年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和4年に内閣府が公表した平成30年度及び令和元年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］
市町村	算式 (0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1

	きは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅱの符号 ［同左］ l　工業統計調査規則によつて公表された平成 29 年から令和元年までにおける製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） H　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅲ H＝90.70×｛（n－m）／m｝×（1／4）－4.30 ｛（n－m）／m｝×（1／4）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅲの符号 ［同左］ n　経済センサス活動調査規則により平成28年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計 ［同左］ O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式X O＝211.64×｛（ad－ac）／ac｝×（1／6）－3.24 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／6）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Xの符号 ac　令和3年に内閣府が公表した平成22年度から平成24年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和3年に内閣府が公表した平成28年度から平成30年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］
市町村	算式 (0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1